風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関として次のとおり指定する。 | ［同上］ |
| 指定試験機関の名称及び住所 | 同項に規定する試験事務を行う事務所の名称及び所在地 |
| 一般財団法人保安通信協会 | 一般財団法人保安通信協会 |
| 東京都墨田区太平四丁目一番三号 | 東京都墨田区太平四丁目一番三号 |
| 一般社団法人ＧＬＩ　Ｊａｐａｎ | 一般社団法人ＧＬＩ　Ｊａｐａｎ |
| 東京都江東区青海二丁目四番三十二号 | 東京都江東区青海二丁目四番三十二号 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | ［項を加える。］ |

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

## ○原子力規制委員会規則第七号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第四項第五号及び第六条第四項第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則

平成三十年八月六日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

**附　則**

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**別表**　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正に関する表

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第七条**　令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。 | **第七条**　令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。 |
| 一　次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの | 一　次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの |
| ［イ～ホ　略］ | ［イ～ホ　同上］ |
| ［略］ | ［同上］ |